

横浜市長 山中竹春 様

情報公開手数料に関する申入れ書

2023年2月22日

かながわ市民オンブズマン

全国市民オンブズマン連絡会議

今般、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の一部改正がなされ(令和4年12月28日交付。令和5年4月1日施行予定)、電磁的記録の写しの交付に係る手数料の額が「従量制」とされました。

これは、従前は記録媒体の実費相当額のみであった費用に、「1ファイル210円」「1頁10円」の手数を加算とするものです。これにより、交付を受ける市民の負担が増大することとなりますが、中でも看過できないのは、Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合(電子情報処理組織の使用による交付も同じ)であっても、「1頁10円」の手数を徴収するとされたことです。

そもそも、情報公開請求による写しの交付につき受益者負担の考え方が妥当するか自体に疑問がありますが、その点は措いても、上掲の規定内容は極めて不合理であり、市民に過大な負担を負わせ、条例の趣旨目的に反するものです。

すなわち、

- (1) 「市民が市の諸活動に関心を持ち、市民の市政への参加を促進」し、「日本国憲法の保障する地方自治を更に発展させる」には、市民の知る権利が尊重され、市民が市政に関する情報を得ることが不可欠(条例前文)であるところ、市の保有する情報は膨大であり、一つの事業全体につき把握するためには数千頁数万頁に及ぶ行政文書の入手が必要となることもあります。
- (2) 一方、こんにちでは行政文書の大半は電子データとして保存されるようになっており、Word やPDF等の電子データとして保存されている行政文書を光ディスク等の記録媒体へ複写して交付することは、飛躍的に低コスト(複写作業の労力・時間の低減、記録媒体の廉価化)で行えるようになっています。
本来、市民にとっては大量の情報を容易に入手しうる環境が整っているといえるのです。
- (3) にもかかわらず、「1頁10円」の手数を徴収とするのは、当該事務に要する経費を勘案して定められるべきものとされる手数料の趣旨にも反し、市民に不合

理に過大な負担を強いるものです。

Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する際、電子データ(ファイル乃至フォルダー)の一括複写をするのであって「1頁」ごとに複写するわけではありませんので、複写経費において1頁いくらという概念は生じえず、「1頁10円」の手数料規定が不合理であることは明らかです。また、改正にあたり、「従量制」との説明がなされていますが、電子データはデータ量(バイト)で計量されるものであるのに、アナログ概念の「頁数」を持ち込むのは誤りです。

- (4) 横浜市が条例改正案策定にあたり参考にしたと推測される大阪市や国の手数料規定ですら、記録媒体に複写した電子データの交付において「1頁10円」との手数料が定められているのは、“スキャナで読み取ってPDF等の電子データ化する”という作業を要する場合のみです。
- (5) 上掲手数料規定設定の理由として、紙に複写したものの交付を受ける場合との負担の公平という説明がなされています。しかし、紙への複写実費の低廉化にもかかわらず金額(白黒1枚10円、カラー1枚50円)の見直しはしない一方で、経費が僅少な記録媒体への複写につき、手数料を紙への複写費用に合わせることは、「市民の知る権利」の尊重という条例前文の趣旨に反するものです。

また、横浜市は温暖化対策のためコピー用紙削減の効果をアピールしており(2004年環境創造局総合企画部温暖化対策課「半年でコピー用紙600万枚 温室効果ガス5万トン削減!」)、「中期計画2022~2025」で「行政文書の電子データとしての活用」を掲げています。市民をペーパーレス化に誘導するために紙への複写と記録媒体への複写とで手数料を異なる規定とすることこそ合理的な政策です。(日本製紙連合会・LCA 小委員会の資料(2011年3月18日)によると、コピー用紙の製造過程で発生するCO₂は1tあたり約1,520kg、A4のコピー用紙1枚(約4.6g)あたりの製造過程CO₂排出量は約7gと試算されています。)

以上の理由により、

- ①Word やPDF等の電子データとして保管されている行政文書を光ディスク等の記録媒体に複写する方法により写しの交付をする場合(電子情報処理組織の使用による交付も同じ)について、「1頁10円」の手数料規定を改正すること
 - ②電子データとして保管されている行政文書であって非開示理由の存する部分のないものは、情報提供を原則とすること
- を求めます。

以上

申入れ団体

〒231-0021

横浜市中区日本大通17 JPR横浜大通ビル8階 横浜合同法律事務所内

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川 隆司 佐藤 満喜子

綾部 祥一郎 保坂 令子 中村 晋輔

FAX. 0467-33-5482 e-mail : kana-ombuds@nifty.com

(本件に関する電話連絡先 事務局小沢)

〒460-0002

名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 303号室

全国市民オンブズマン連絡会議

事務局長 新海 聡

TEL. 052-953-8052 FAX. 052-953-8050

e-mail : office@ombudsman.jp